

「保険業法等の一部を改正する法律」の一部を改正する法律の概要

基本的考え方

- ・共済事業は、契約者から金銭を預かり、一定の事故が発生した場合には確実な契約の履行が求められる事業であり、契約者等の保護の観点が重要。 ⇒ 平成17年の保険業法改正により、原則として保険業法の規定を適用。
- ・他方、既存の団体の中には、保険業法の規制に直ちには適合することが容易でないものも存在。
- ・既存の団体の共済事業の将来的な位置づけについては、今後の運営状況等を見極めつつ、改めて整理する必要。



既存の団体のうち、一定の要件に該当するものについて、現行の制度共済の例等を参考に、保険業法の規制の特例を設け、当分の間、その実態に即した監督を行う。

対象

- ・平成17年の保険業法改正時に現に特定保険業を行っていた者
のうち、一定の要件に該当するものは、当分の間、行政庁の認可
を受けて、特定保険業を行うことができる

- ー 一般社団/財団法人であること
- ー 一定の財産的基礎、人的構成を有すること
- ー 業務・経理の適切性 等

「特定保険業」：改正後の保険業法に規定する保険業であって、
改正前の保険業法に規定する保険業に該当しないもの

経理・監督

- ・特定保険業等と他の業務との区分経理
- ・財務状況等の開示
- ・責任準備金等の積立て
- ・保険計理人の関与（長期かつ保険料積立金が必要な場合等）
- ・監督（報告徴求、立入検査、業務改善命令 等）

業務

- ・特定保険業は、保険業法改正時に行っていた範囲内
- ・新規の他の業務は、行政庁の承認により可能
- ・資産運用方法は一定の範囲内（行政庁の承認により拡大可能）
- ・保険募集に係る重要事項の説明義務、虚偽告知の禁止 等

その他

- ・行政 庁：公益法人については旧主務官庁、
その他は内閣総理大臣（金融庁）
- ・主務省令：内閣総理大臣及び各公益法人に係る事務を所掌する
大臣が共同で発する命令
- ・罰則その他所要の規定を整備
- ・今回の法改正に係る特定保険業の制度についての検討規定